平成一二年尚第六 一一号

決

定

本籍 金沢 市東力二丁目二八番地二

北安江町四七九番地九

住居

同

職

廣

野

秀

樹

昭和三九年一一月二六日生

右の者に対する傷害被告事件について、 平成一二年三月三〇日名古屋高等裁判所

金沢支部が言い渡した判決に対し、 被告人から上告の申立てがあったので、当裁判

次のとおり 決定する。

所は、

主

文

本件上告を棄却する。

当審に おける未決勾留日数中四〇日を本刑に算入する。

理

由

弁護人山口治夫の上告趣意は、量刑不当の主張であり、 被告人本人の上告趣意は、

事実誤認の主張であって、 いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

により、 よっ 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 同法四 四条、三八六条一項三号、 一八一条一項ただし書、 刑法二一条

平成一二年八月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

梶

谷

玄

裁判官
基裁判官
相
山
川
田
合
維
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基<

夫







これは謄本である 令和6年2月14日 金沢地方検察庁検察事務官



 \equiv